

訪問看護事業重要事項説明書

1 訪問看護の目的

下関市立豊田中央病院（以下「事業所」という。）は、介護保険法で定める指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

2 事業所の概要

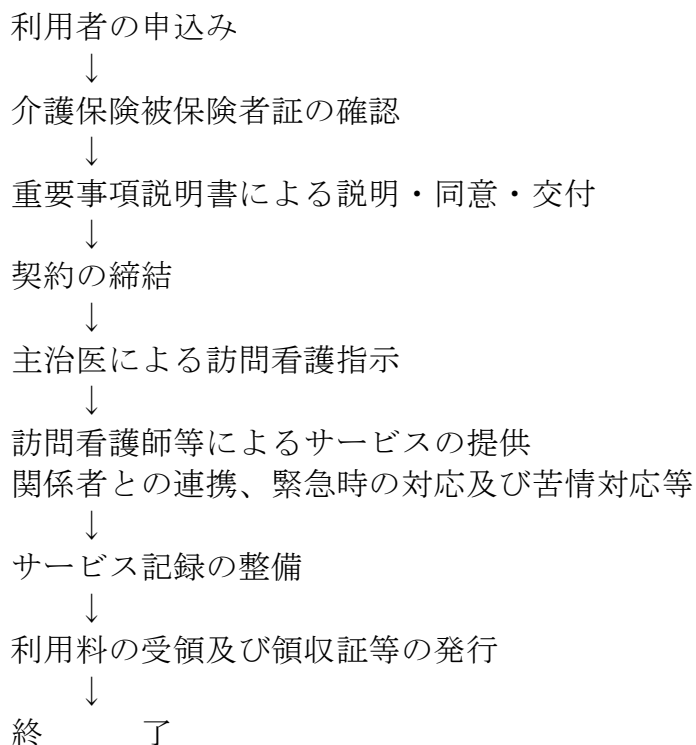
事業所名	下関市立豊田中央病院
所在地	山口県下関市豊田町矢田 3 6 5 番地 1
連絡先	TEL (083) 766-1012 FAX (083) 766-1439
指定事業所番号	351-7810200
事業者	下関市
代表者	院長 吉富 崇浩
業務日	月曜日から金曜日まで (土・日曜日と国民の祝日、国民の休日、12/29～1/3は休み)
業務時間	8:30～17:15
サービス提供時間	9:00～16:30

3 事業所の職員体制

管理者	院長 吉富 崇浩
-----	----------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
専任医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれの利用者について、訪問看護実施計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常勤1名以上 (管理者を含む。)
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護実施計画及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護実施計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護実施計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護実施計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 9 訪問看護実施計画に基づき、訪問看護サービスを提供します。 10 訪問看護サービスの提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤1名以上
事務職員等	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤1名以上

4 サービス提供の手順



5 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護実施計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護実施計画を作成します。
訪問看護サービスの提供	訪問看護実施計画に基づき、訪問看護を提供します。 1 病状の観察や健康チェックを行います。 2 処置および看護・介護技術の実施と相談指導を行います。 清拭・入浴介助・吸引・褥瘡処置・バルン交換・膀胱洗浄・経管栄養管理・気管切開部の観察処置・体位交換・酸素吸入・内服管理・洗髪等 3 栄養、食事療法及び、訪問看護の内容の説明等を行います。 4 介護用品の紹介や工夫の仕方の実践、生活環境の調整と利用者及び介護者の健康相談、かかりつけ医師への連絡調整及び報告、行政機関やケアマネージャー他施設等利用に関する情報提供や調整等を行います。 5 在宅での看取りのための援助を行います。

(2) 訪問看護従業者の禁止行為

訪問看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供

- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（３） 利用料金（介護保険）

介護保険の適用になる利用者様（要介護又は要支援認定を受けていらっしゃる方）は、下記に掲げる料金（※一定以上所得がある利用者様（２割又は３割該当者）は記載料金の２倍又は３倍額）をお支払いいただきます。（消費税は課税されません。）

ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分につきましては、全額自己負担（下記料金×10の料金）となります。

① サービス料金

< 介護訪問看護の場合 >

サービス提供時間数 サービス提供時間帯		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
昼 間	看護師による場合	399円／回	574円／回	844円／回
	准看護師による場合	359円／回	517円／回	760円／回

< 介護予防訪問看護の場合 >

サービス提供時間数 サービス提供時間帯		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
昼 間	看護師による場合	382円／回	553円／回	814円／回
	准看護師による場合	344円／回	498円／回	733円／回

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

② 加算料金

加 算	利用者負担額	内 容
初 回 加 算	(Ⅰ) 350 円/廻	訪問看護実施計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。 (Ⅰ) 退院した日に初回の訪問看護を提供した場合 (Ⅱ) 退院した日の翌日以降に初回訪問看護を提供した場合
	(Ⅱ) 300 円/廻	

退院時共同指導加算	600 円/回	入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書やその他の方法により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。	
複数名訪問看護加算 (看護師等の場合)	254 円/回	1 回当たり 30 分未満	二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
	402 円/回	1 回当たり 30 分以上	
複数名訪問看護加算 (看護補助者の場合)	201 円/回	1 回当たり 30 分未満	看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
	317 円/回	1 回当たり 30 分以上	
長時間訪問看護加算	300 円/回	特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1 時間以上 1 時間 30 分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。	
特別地域加算	所定単位数 の 15 %	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に加算します。	
中山間地域等小規模事業所加算	所定単位数 の 10 %	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に加算します。	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の 5 %	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、「通常の事業の実施地域」を超えて訪問看護を行った場合に加算します。	

③その他自己負担額

項 目	内 容	料 金
コピー代	サービス実施記録等の複写機（カラー印刷を除く。）による写しの交付。（日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき10円

6 利用料金の請求並びにお支払い方法

請 求 方 法	利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額は利用月ごとの合計金額により翌月請求いたします。
支 払 い 方 法 等	請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）窓口による現金支払い

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 通常の事業の実施地域

通常事業の実施地域は豊田町としています。その他の地域にお住まいの方は利用状況によりますので、ご相談ください。

8 サービスの提供にあたって

- （1） サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （2） 利用者が要介護等の認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護等の認定の更新申請が、遅くとも利用者が受けている要介護等の認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- （3） 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護実施計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護実施計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- （4） サービス提供は「訪問看護実施計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護実施計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する

ことができます。

- (5) 訪問看護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

9 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付窓口は次のところで承ります。

- ・下関市立豊田中央病院 地域連携室（内線 170）

電話：083-766-1285 FAX：083-766-1291

受付日時 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）

- (2) 当事業所以外に、下記窓口へ苦情を申し立てることもできます。

- ・下関市福祉部介護保険課事業者係

住 所 下関市南部町1番1号 下関市役所本庁舎西棟2階

電 話 083-231-1371 FAX 083-231-2743

受付日時 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始を除く)

- ・山口県国民健康保険団体連合会

住 所 山口市朝田1980番地7 国保会館

電 話 083-995-1010 FAX 083-934-3665

受付日時 午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

10 事故発生等緊急時の対応

- (1) 事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、市、利用者様のご家族、利用者様に関係する居宅介護支援事業者に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

- (2) 主治医・ご家族等緊急時の連絡先は、予め担当のサービス従事者（職員）により確認させていただきます。サービス提供中に利用者様の容態に急変等があった場合には、下記の連絡先及び居宅介護支援事業所等へ連絡します。

- ・ご家族様

お 名 前	
電 話 番 号	
備 考	

・主治医

医 療 機 関	下関市立豊田中央病院
主 治 医 名	
電 話 番 号	(0 8 3) 7 6 6 - 1 0 1 2
備 考	

11 記録の保管

- (1) サービス提供の記録については2年の期間、これを保管します。
- (2) 記録の閲覧及び実費による写しの交付については、本人又はその家族に限り行います。

12 賠償責任について

- (1) サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者様又はそのご家族の生命・身体・財産又は、信用に損害を及ぼした場合には、利用者様又はそのご家族に対して相当範囲内においてその損害を賠償します。
- (2) 利用者様又はそのご家族等の介護者は、利用者様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、本事業所のサービス従事者（職員）の生命・身体・財産又は信用に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

13 守秘義務

- (1) 本事業所及びサービス従事者（職員）は、訪問看護等を提供するうえで知り得た利用者様又はそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 本事業所は、利用者様に係る居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由により利用者様又はそのご家族等の同意をもって、個人情報を用いるものとします。

14 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、訪問看護等の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

15 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重・虐待の未然の防止・早期発見のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について本事業所のサービス従事者（職員）に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

担当者：院長 吉富 崇浩

16 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 認知症介護基礎研修

事業所は、本事業所のサービス従事者（職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。））に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

18 衛生管理等

事業所は、感染症が発生しまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回開催するとともに、その結果について、本事業所のサービス従事者（職員）に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所は、本事業所のサービス従事者（職員）に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研究及び訓練を定期的の実施します。

附 則

この重要事項説明書は、平成26年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成27年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成27年8月1日から施行する。

この重要事項説明書は、平成30年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和元年8月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和元年10月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和3年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和5年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和6年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和6年6月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和6年7月1日から施行する。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を所持いたします。

【居宅サービス計画】及び【重要事項説明書】の記載内容について説明を受け了承しました。

令和 年（ 年） 月 日

利 用 者	住 所
	氏 名 ⑩
	電 話 () ー
	I D

※利用者が代理人を選任した場合

代 理 人	住 所
	氏 名 ⑩
	電 話 () ー

【居宅サービス計画】及び【重要事項説明書】の記載内容を説明しました。

事 業 者	住 所	下関市
	氏 名	下関市
	代表者名	下関市立豊田中央病院
		院長 吉富 崇浩 ⑩
	電 話	(083) 766-1012

説 明 者	下関市立豊田中央病院 地域連携室
	氏 名 ⑩